

「働き方改革」一括法案の 国会提出断念を

「働き方改革」一括法案に盛り込まれている「裁量労働制」の拡大をめぐって、安倍晋三首相は、2018年1月29日、国会で「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもある」と答弁しましたが、2月14日に、その答弁をみずから撤回して謝罪に追い込まれる事態となりました。この答弁の基礎になったとされるデータは、本来なら比較にならないものを、一般労働者の労働時間が裁量性の労働者より長くなるように都合良く加工したものでした。さらにその後、200件を超える規模のデータの誤りも発覚しています。政権ぐるみのデータ偽装・隠蔽が疑われています。

裁量労働制は、いくら長時間働いても、労使が事前に合意した分だけを働いたとみなす制度で、今でも裁量労働制は長時間労働の温床となっており、それを拡大することは、労働者にさらに過酷な労働を強いることになりかねません。「定額働かせ放題」との批判をかわすために示したデータが偽装であったのに、安倍首相は「このデータをすべての基礎として法案作りをしたわけではない」と強弁し(2月24日)、データの撤回や法案の見直しを否定していましたが、結局、この一括法案の「裁量労働制」の拡大の部分については、今国会への提出を断念しました(2月28日)。

そもそも「働き方改革」一括法案では、残業時間に一定の罰則を設けるとしていますが、労使で「三六(さぶろく)協定」を結べば、月最大100時間未満(複数月80時間、年間720時間)という過労死ラインである月80時間を超える残業を可能とするものであり、過労死を合法化するようなものです。また、高度プロフェッショナル制度、通称「残業代ゼロ法案」は、年収1075万円以上で高度な専門知識を持つ人を対象に、労働時間、休憩、割増賃金などの規制を適用除外するものですが、企業が労働者の労働時間を管理せず、どんなに働いても残業代を払わない制度です。これは財界が年収要件の引き下げなどを要求していることから分かるように、低賃金と過労死の温床を広げるものです。

変えるべきは過労死をもたらす労働者の長時間過密労働の現状であり、実現すべきは8時間働けば生活できる社会です。それに逆行する「働き方改革」一括法案の国会への提出断念を強く求めます。

2018年3月2日
日本機関紙協会埼玉県本部
理事長 金子 勝